

建設業 DX 推進啓発事業業務委託 企画提案募集要領

1 業務概要

(1) 目的

昨今の建設業においては、人口減少や高齢化が進む中で担い手不足が課題となっており、デジタル技術の活用により生産性の向上を図る必要がある。そのため、建設事業者の経営者及び担当者のデジタル技術についての知識習得や意識醸成等を促すため、啓発事業として研修や先進事例発表会を実施する。

(2) 業務名

建設業 DX 推進啓発事業業務委託

(3) 業務内容

別添「建設業 DX 推進啓発事業業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託金額の上限

2,794,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) 履行期間

契約日の翌日から 2026 年 3 月 19 日（木）まで

2 応募資格

応募の資格者は、建設業 DX 推進啓発事業において優れた知識・経験・企画力等を有し、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人であること。
- (2) 愛知県からの指名停止の措置を提案書受付期限に受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 愛知県会計局が作成した最新の「物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和 6・7 年度）」に登録され、「業務（大分類）03. 役務の提供等」中の「営業種目（中分類）16. その他の業務委託等」のうち、「（小分類）研修またはその他（研修）」に登録されている者であること。

3 応募方法等

(1) 提出書類

- ア 提案応募書（様式 1）
- イ 業務実施体制（様式 2）
- ウ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 3）
- エ 企画提案書（任意様式、原則 A 4 サイズ）

仕様書を熟読の上、別紙 1 に基づき、下記事項を順に記載すること。

- ①建設企業経営者向け啓発研修に関すること
- ②建設企業担当者向け啓発研修に関すること
- ③先進事例発表会の開催に関すること

オ 見積書（任意様式、A 4 縦サイズ）

- ・愛知県知事あてとすること。
- ・委託業務の見積金額合計、各項目の内訳、課税又は非課税の別を記載すること。
- ・見積書の作成に当たっては、共通経費は設けず、業務内容ごとに、報告書作成費、管理費等を積算すること。
- ・本業務に係る全ての経費について、可能な限り具体的に積算根拠を記載すること。

カ その他資料（事業者のパンフレット、類似事業の実績報告書の写し等）

（２）提出部数

紙媒体 7 部（正本 1 部、副本 6 部）

※事業者のパンフレットは正本 1 部で可。

（３）提出期限

2025 年 8 月 28 日（木）午後 5 時（厳守）

（４）問合せについて

業務内容についての質問は、2025 年 8 月 15 日（金）午後 5 時まで、電子メールのみで受け付ける。提出の際の件名は「建設業 DX 推進啓発事業業務委託企画提案に係る質問」とし、別紙「企画提案募集に係る質問書」を添付すること。受け付けた質問は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、当課 Web サイトに回答を掲載する。

（５）提出先（問合せ先）

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号（愛知県庁本庁舎 6 階）

愛知県建設局土木部建設企画課土木技術グループ

担 当 螺澤、今泉

電 話 052-954-6507（ダイヤルイン）

電子メール kensetsu-dxhojo@pref.aichi.lg.jp

（６）提出方法

持参又は郵送（持参の場合の受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。郵送の場合は、書留等配達証明ができる方法とすること。）

（７）注意事項

- ・企画提案は、1 応募者につき 1 点とする。
- ・企画提案に要する経費は、応募者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等は返却しない。
- ・採用となった企画提案の著作権は、愛知県に帰属する。

4 選定方法等

(1) 選定手順

別に設置する「建設業 DX 推進啓発事業業務委託評価委員会」（以下「評価委員会」という。）及び建設局入札・指名審査会（以下「審査会」という。）において、期限までに提出された企画提案応募書の内容を審査し、最も優れた応募者を受託候補者として決定する。なお、企画提案の応募が5件を超える場合は、一次審査を行うことがある。

審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問合せには応じない。また、異議申し立ても一切認めない。

(2) 審査基準

審査基準については、別紙1「企画提案書 評価基準」により総合的な審査を行う。

(3) 通知

審査の結果は、確定後、速やかに全応募者に通知する。

(4) 契約

提出された企画提案書が採用された場合、その提出者は当該事業の受託候補者となり、愛知県と委託契約を締結する。その際、受託業務内容は、提出された企画提案書に沿ったものとするが、双方の合意により内容を変更する場合がある。

5 留意事項

本件の愛知県との契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できる。電子契約の詳細については、愛知県のwebページに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。

6 スケジュール（予定）

2025年8月7日（木）	受託者募集の実施に関する公告
2025年8月28日（木）	企画提案書提出締切
2025年9月上旬	評価委員会及び審査会 受託候補者決定
2025年9月下旬	契約締結
2026年3月19日（木）	事業完了

建設業 DX 推進啓発事業業務委託 企画提案書 評価基準

評価項目	評価の視点	配点
1 業務実施体制等	(1) 実効性と信頼性のある業務実施体制で、妥当な業務実施スケジュールであるか。 (2) 類似業務の実績、想定総括責任者及び業務担当者のスキルなど、十分な経験やノウハウを備えているか。	10 点 10 点
2 建設企業経営者向け啓発研修に関する事	(1) 業務の目的を十分に理解し、具体的かつ明確な内容になっているか。 (2) 建設企業経営者が建設業DXの知識習得や、推進への意識醸成を図ることができる研修内容になっているか。	10 点 10 点
3 建設企業担当者向け啓発研修に関する事	(1) 業務の目的を十分に理解し、具体的かつ明確な内容になっているか。 (2) 建設企業担当者が建設業DXの知識習得や、推進への意識醸成を図ることができる研修内容になっているか。	10 点 10 点
4 先進事例発表会に関する事	(1) 先進事例の選び方が具体的に記載されているか。 (2) 建設DX推進の意識醸成や、推進する際の手法や流れを学ぶことができる発表会となっているか。	10 点 10 点
5 経費見積	(1) 企画提案内容に対して経費項目と見積金額は適切か。	5 点
6 総合評価	(1) 事業全体の趣旨及び目的が十分理解されているか。 (2) 全体を通して、効果的な実施が期待できるか。	5 点 5 点
7 社会的取組	(1) 環境に配慮した事業活動（環境マネジメントシステムの導入） ① ISO14001、エコアクション 21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか。 ② 自動車エコ事業所の認定を受けているか。 (2) 障害者への就業支援（障害者法定雇用率の達成） ① 障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか。 ② 名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等（同一人物）を継続して3か月以上雇用しているか。 ③ 障害者就労施設等からの調達実績（当該年度又は前年度）があるか。 (3) 男女共同参画社会の形成（女性の活躍促進） ① あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。 ② 「女性の活躍促進宣言」を提出しているか。 ③ えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けているか。 (4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	5 点 (加点項目 ×5/16)

	① 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか。 ② あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。 ③ くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定のいずれかを受けているか。 ④ 愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けているか。 (5) その他 ① あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業所の認証を受けているか。 ② 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出しているか。 ③ 愛知県健康経営推進企業の登録を受けているか。 ④ パートナーシップ構築宣言を公表しているか。	
--	--	--